

昨年度の口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ発生で思うこと

梅澤正親[†]（日本獣医師会理事・全国家畜衛生職員会会長）



本年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波により東日本の太平洋側の広い地域で甚大な被害をもたらした。被災された皆様に心からのお見舞いと、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、一日も早く復興されることを祈念する。さらに、

東京電力福島第一原子力発電所では、震災に伴い原子炉3基がメルトダウンするとともに、原子炉建屋が水素爆発を起こし、原子力安全・保安院の発表によれば77万テラベクレル（広島型原爆20個分（ウラン換算）に相当）もの膨大な量の放射性物質が放出される過酷事故となり、今なお多くの住民が避難生活を余儀なくされている。水素爆発により放出された放射性物質は、農作物や土壌、学校施設などからも検出されるとともに、7月に入り事故後も水田に置かれていた稲わらを通じて牛肉のセシウム汚染問題が全国に拡大するなど、地域の産業や国民生活に重大な影響を及ぼしている。一日も早い原子力発電所事故の収束を願わずにはいられない。

こうした大災害により、だいぶ印象が薄くなった感があるが、昨年度は宮崎県での口蹄疫に続き、鳥根県ほか全国8県で高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）が発生するなど、家畜衛生に携わる者にとって忘れることのできない大変な1年であった。

口蹄疫では、昨年4月20日の初発生以降、7月4日の最終発生まで292例の発生があり、予防的なものも含めて約29万頭を殺処分する、我が国の家畜防疫史上始まって以来、過去に例を見ない大発生となり、畜産関係のみならず地域経済や地域社会に大きな影響を与えた。この防疫対応に関しては、昨年7月に「口蹄疫対策検証委員会」が設置され、17回に渡る委員会の検討を経て11月24日に報告書が公表された。この報告書の中では、①国と都道府県・市町村との役割分担が明確でなく、連携も不足していた、②防疫方針を巡っての国と県での食い違い、③東アジアでの発生が相次ぐ中で国内への侵入防止策が不十分、④農家段階で飼養衛生管理基準が守ら

れていなかった、⑤家畜防疫員の不足や埋却地の確保、研修会や防疫演習など、発生に備えた準備が不足していた、⑥異常畜の発見や通報の遅れが感染を上げた、⑦診断確定後24時間以内の殺処分、72時間以内の埋却ができなかったことが感染を拡大した、⑧消毒ポイントの設置が不十分、⑨感染拡大に伴う防疫方針変更の遅れ等が問題点として指摘された。報告書の指摘を受けて家畜伝染病予防法が改正され、本年4月4日に公布された。改正の主な点は、①国と都道府県の役割分担が明確化、②水際措置の強化、③飼養衛生管理基準の強化、④発生時に備えた準備、⑤患畜・疑似患畜の早期発見・通報の徹底、⑥国の財政支援の拡充、⑦まん延時の患畜・疑似患畜以外の殺処分（予防的殺処分）などであり、政令・省令の改正を経て段階的に施行される。また、今回の改正では、家畜の所有者が家畜伝染病の発生予防・まん延防止に重要な責任を持っていることを自覚して、消毒等の防疫措置を適切に実施するとともに、毎年、家畜の飼養状況・飼養管理の状況を知事に報告することなどが明確にされた。さらには、飼養衛生管理基準の中で、発生時に備えて家畜の所有者が患畜等を埋却するための土地を確保することが規定されるとともに、都道府県にも補完的に提供する土地の準備、その他の措置を講ずるよう規定された。

今回の発生では、殺処分した家畜の埋却場所が確保できずに患畜等の処分が進まなかったことから、万が一発生した場合に備え、埋却するための土地を事前に確保しておくことが重要となるが、土地の確保には相当な困難が予想される。口蹄疫対策検証委員会報告書の中でも触れられているが、我が国の畜産は、戦後、一貫して規模の拡大を目指してきており、1991年の牛肉、1995年の乳製品・豚肉の輸入自由化に対応するため、規模拡大・生産性の向上による生産コスト削減に向けて政策誘導してきたところで、畜産農家は自らの経営資源を規模拡大・生産性の向上に注ぎ込み、飼料も輸入飼料に依存して発展してきたところに大きな特徴があり「加工型畜産」とも言われてきた。こうした状況の中で埋却地を準備するためには、埋却後3年間の発掘禁止措置などを考

[†] 連絡責任者：梅澤正親（埼玉県中央家畜保健衛生所）

〒331-0821 さいたま市北区别府町107-1

☎048-663-3071 FAX 048-666-8731

E-mail : umezawa.masachika@pref.saitama.lg.jp

慮すると借地での確保は難しく、新たに土地を購入するか或いは畜舎等の施設を潰して跡地を埋却地とせざるを得なくなることが予想され、都市近郊の畜産経営などでは規模の縮小や廃業を選択する経営者が増えるのではないかと危惧される。また、都道府県でも補完的に提供する土地の確保に努めなければならないが、行財政改革の中で遊休地を処分して財源化を図っている状況であり、十分な用地を確保するには財政面や公平性の面でも困難が予想されるため、移動式レンダリング車など埋却以外の処分方法の開発を望みたい。

口蹄疫に続いて発生したHPAIでは、昨年10月北海道稚内市で野生のカモの糞からH5N1ウイルスが検出されて以降、家禽での発生が懸念されていたが、11月には島根県で、今年1月から3月にかけて鹿児島県から千葉県に及ぶ8県の24農場で発生が連続し、合わせて185万羽を殺処分する事態となった。今回の発生では、平成16年に国内で79年ぶりに発生して以来、最も広範囲での発生となり、平成17年の発生（2県、41農場、580万羽）を除けば、殺処分羽数も最大となった。また、死亡した野鳥からのH5N1ウイルス検出も全国16道府県に及んでおり、広く国内でウイルスが動いていたことが確認された。春を迎え一旦は渡り鳥のシーズンは終わったが、繁殖地でウイルスが温存され、この秋以降の飛来時にウイルスを持った渡り鳥により、再び農場で発生することが懸念される。今後の発生を防ぐためには、日頃からウイルスの侵入防止措置を徹底することが何よりも重要であり、報告書でも農場で飼養衛生管理基準を確実に遵守させるため、家畜防疫員による定期的な立ち入りを行うべきと指摘された。さらには、H5N1ウイルスが野鳥や小動物などを介して広がることを考慮すると、少羽数飼育や愛玩的な飼育についても、飼育状況の把握や病気に対する啓発、異常があった場合の早期通報などを徹底する必要がある。こうした家畜保健衛生所の対応業務が増加することを踏まえると、現状の業務内容の再検討も必要ではないか。平成13年に牛海綿状脳症（以下「BSE」という）が発生後、各都道府県では「BSE対策

特別措置法」に基づきストックポイント施設（死亡牛の採材、一時貯蔵施設）を設置するとともに複数名の家畜防疫員を当てて24カ月齢以上の死亡牛の検査を実施している。死亡牛検査では、平成21年1月以降BSEは確認されておらず、また、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」により国内の全ての牛が登録・管理されており、その生年月日から異常プリオンを含んだ肉骨粉を給与された可能性のある牛は既に把握済みであり、今後の検査はそうした該当牛に限定するなどBSE死亡牛検査体制の再検討を望みたい。なお、ストックポイント施設も設置後10年近くを経過し、死亡牛から発生する硫化水素ガス等の影響もあって設備の老朽化が激しく、今後も死亡牛全頭検査を継続するには施設改修等多額の維持経費が予想され、限られる行政の経営資源を有効に活用するためにも再検討が必要ではないかと考える。一方、家畜防疫員の増員に向けた各県での獣医師の採用に当たっては、従来から処遇面での問題が指摘されており、全国家畜衛生職員会としても日本獣医師会や国・都道府県議会等のご支援・ご協力をいただき獣医師職員の処遇改善に向けて取り組んでいかなければならない。

口蹄疫やHPAIは、海外でも発生が続いており、特に韓国、台湾、中国など東アジア地域でまん延している。中でも隣の韓国では、昨年度、口蹄疫がまん延し全土でのワクチン接種に踏み切った上、350万頭にも及ぶ殺処分を行ったが4月には3農場で再発生した。加えて、昨年末から今年の3月にかけてHPAIも全土で発生があり、650万羽の殺処分を行ったものの5月に再発生するなど、その清浄化に苦慮している。

こうした状況の中で、我が国への侵入リスクは引き続き高い状況が続いており、今回、大幅に改正された家畜伝染病予防法の下、「入れない」、「見逃さない」、「拡げない」ための防疫対策の徹底が必要であり、家畜衛生に関わる関係者が一丸となって取り組まなければならない。